

福岡県医発第581号（地）
平成17年 6月17日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



メチル水銀に係る健康影響調査研究事業に係る告示改正について

標記事業につきましては、水俣病関西訴訟および熊本水俣病二次訴訟において損害賠償を認容する判決が確定した原告（36名）に対して、医療費等（①研究治療費（医療費等の自己負担分）、②はり・きゅう・マッサージ施術療養費、③研究治療手当、④介添手当）を支給することにより治療を促すとともに、長期にわたる経過の中で集積された病態等に係る知見を適宜活用することにより、メチル水銀の健康影響に関する調査研究の推進に資することを目的として、平成17年6月1日より実施されておりますが、それに伴い、平成17年5月31日付けで下記のとおり所要の改正が行われた旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

本事業対象者の診療費の請求は審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金または国民健康保険団体連合会）に提出することとなり、対象者および対象者のかかりつけ医療機関に対しては、環境省より直接、本事業の概要を説明されております。

また、本件に関連して、診療報酬請求書等の記載要領通知（昭和51年8月7日保険発第82号）、老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書等の記載要領通知（平成9年1月30日 老健第15号・保険発第9号）の改正が行われ、法制番号の区分に文言の追加が行われました。

なお、

- （1）本事業の対象者には、熊本県より「医療手帳」が交付されております。
- （2）介護給付費請求書等の記載要領の改正につきましては、平成17年6月10日付け福岡県医発第525号（地）「「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発第31号）の一部改正について」にてご連絡いたしております。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和



記

1. メチル水銀に係る健康影響調査事業について

(1) 実施主体

環境省が事務の一部を熊本県に委託

(2) 対象者

水俣病関西訴訟最高裁判所判決及び同訴訟大阪高等裁判所判決並びに熊本水俣病二次訴訟福岡高等裁判所判決において、損害賠償を容認する判決が確定した者

(3) 給付内容

①研究治療費（医療費の自己負担分）の支給

②はり・きゅう・マッサージ施術療養費の支給

- ・ はりまたはきゅうのみ：1回 1,000円
- ・ はり・きゅう併用：1回 1,500円
- ・ マッサージ：1回 600円

以上を通算して月5回を限度として支給する。

③研究治療手当の支給

- ・ ①②に係る療養を受けた場合：1日当たり 500円
- ・ 離島に居住している者：1日につき500円を加える

④介添手当の支給

- ・ 介添日数1日以上10日未満：5,000円／月
- ・ 介添日数10日以上20日未満：7,500円／月
- ・ 介添日数20日以上：10,000円／月

(4) 実施時期

(3)の①～④について、平成17年6月1日分から支給対象とする。

(5) 公費負担番号

診療報酬の請求の場合：51433019

介護報酬の請求の場合：88433016

《参考（水俣病総合対策医療事業等）》

	(医療保険)	(介護保険)
熊本県	51433019	88433016
鹿児島県	51463016	88463013
新潟県	51153013	88153010

2. 「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日 保険発82号）の一部改正について

記載要領通知の別添3 法別番号及び制度の略称表（3）「公費負担医療制度」の「51」の区分に下線部分を追加

特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等治療費、水俣病総合対策費の国庫補助による研究治療費、茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費及びメチル水銀の健康影響による治療費

3. 「老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成9年1月30日 老健第15号・保険発第9号）の一部改正について

（1）記載要領通知の別添2 法別番号及び制度の略称表（3）公費負担医療制度の51の区分に下線部分を追加

特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等治療費、水俣病総合対策費の国庫補助による研究治療費、茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費及びメチル水銀の健康影響による治療費

（2）記載要領通知の別添2 法別番号及び制度の略称表（3）公費負担医療制度の52の区分に下線部分を追加

（※水俣病関連の修正ではなく、診療報酬請求を審査支払機関に提出することを明確にしたもの）

児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付（法第21条の9の2関係）

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植 松 治 雄

メチル水銀に係る健康影響調査研究事業に係る告示改正について

標記事業は、水俣病関西訴訟および熊本水俣病二次訴訟において損害賠償を認容する判決が確定した原告（36名）に対して、医療費等（研究治療費（医療費等の自己負担分）、はり・きゅう・マッサージ施術療養費、研究治療手当、介添手当）を支給することにより治療を促すとともに、長期にわたる経過の中で集積された病態等に係る知見を適宜活用することにより、メチル水銀の健康影響に関する調査研究の推進に資するものであります。

この事業の対象者には、熊本県が「医療手帳」を交付するもので、平成17年6月1日から実施するため、5月31日付で所要の改正が行われました。

本事業対象者の診療費の請求は審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金または国民健康保険団体連合会）に提出することとなり、対象者および対象者のかかりつけ医療機関に対して、環境省が直接、本事業を説明しております。

また、本件に関連して、診療報酬請求書等の記載要領通知（昭和51年8月7日保険発第82号）、老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書等の記載要領通知（平成9年1月30日老健第15号・保険発第9号）の改正が行われ、法制番号の区分に文言の追加が行われました。

なお、介護給付費請求書等の記載要領の改正につきましては、6月3日付け「介16」により介護保険担当理事宛にご連絡済みであります。

今回の改正の主な概要は下記のとおりであります。

記

1. メチル水銀に係る健康影響調査研究事業について

(1) 実施主体

環境省が事務の一部を熊本県に委託

(2) 対象者

水俣病関西訴訟最高裁判所判決及び同訴訟大阪高等裁判所判決並びに熊本水俣病二次訴訟福岡高等裁判所判決において、損害賠償を容認する判決が確定した者

(3) 給付内容

研究治療費（医療費等の自己負担分）の支給

はり・きゅう・マッサージ施術療養費の支給

・はりまたはきゅうのみ：1回1,000円

・はり・きゅう併用：1回1,500円

・マッサージ：1回600円

以上を通算して月5回を限度として支給する。

研究治療手当の支給

・に係る療養を受けた場合：1日当たり500円

・離島に居住している者：1日につき500円を加える

介添手当の支給

・介添日数1日以上10日未満：5,000円/月

・介添日数10日以上20日未満：7,500円/月

・介添日数20日以上：10,000円/月

(4) 実施時期

(3)の～について、平成17年6月1日分から支給対象とする。

(5) 公費負担番号

診療報酬の請求の場合：51433019

介護報酬の請求の場合：88433016

《参考（水俣病総合対策医療事業等）》

	（医療保険）	（介護保険）
熊本県	51433019	88433016
鹿児島県	51463016	88463013
新潟県	51153013	88153010

2. 「診療報酬請求書の記載要領等について」（昭和51年8月7日 保険発第82号）の一部改正について

記載要領通知の別添3 法別番号及び制度の略称表（3）「公費負担医療制度」の「51」の区分に下線部分を追加

特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等治療費、水俣病総合対策費の国庫補助による研究治療費、茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費及びメチル水銀の健康影響による治療費

3. 「老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書の記載要領について」（平成9年1月30日 老健第15号・保険発第9号）の一部改正について

（1）記載要領通知の別添2 法別番号及び制度の略称表（3）公費負担医療制度の51の区分に下線部分を追加

特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等治療費、水俣病総合対策費の国庫補助による研究治療費、茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費及びメチル水銀の健康影響による治療費

（2）記載要領通知の別添2 法別番号及び制度の略称表（3）公費負担医療制度の52の区分に下線を追加

（水俣病関連の修正ではなく、診療報酬請求を審査支払機関に提出することを明確にしたもの）

児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付（法第21条の9の2関係）

(添付資料)

- 1 . 官報 (平17.5.31 第4103号抜粋)
- 2 . メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について
(平17.5.24 環企発第050524001号 環境事務次官通知)
- 3 . 「メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱」に係る医療に
関する費用の請求事務について
(平17.5.31 環企発第050531003号 環境省総合環境政策局環境
保健部長通知)
- 4 . メチル水銀に係る健康影響調査研究事業に係る告示改正につい
て (平17.5.31 環境省総合環境政策局環境保健部特殊疾病対策
室長事務連絡)
- 5 . メチル水銀に係る健康影響調査研究事業による公費負担医療の
実施について
(平17.5.25 環境省総合環境政策局環境保健部特殊疾病対策室)
- 6 . 「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正につい
て (平17.5.31 保医発第0531004号 厚生労働省保険局医療課長
通知)
- 7 . 「老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書等の記載要領に
ついて」の一部改正について
(平17.5.31 保医発第0531003号 厚生労働省保険局医療課長通
知)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○消防法施行規則の一部を改正する省令(総務九六)

○大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整理に関する省令(経済産業六二)

〔告 示〕

○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件(内閣府一八二)

○信用金庫法施行令第一条第一号の規定に基づき、信用金庫の出資の総額が二億円以上であることを要する市を指定する件の一部を改正する件(金融庁三六)

○協同組合による金融事業に関する法律施行令第一条第一号の規定に基づき、信用協同組合の出資の総額が二千万円以上であることを要する市を指定する件の一部を改正する件(同三七)

○労働金庫法施行令第一条第一号の規定に基づき、労働金庫の出資の総額が二億円以上であることを要する市を指定する等の件の一部を改正する件(金融庁・厚生労働二)

○自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針を定める件(総務六四八)

○日本国に帰化を許可する件(法務二八〇)

○食糧増産援助に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件(外務三四四)

○インドネシア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三四五)

○スリランカ民主主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三四六)

○食糧増産援助に関する日本国政府とボリビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三四七)

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件(同三四八、三四九)

○農道建設機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とニカラガ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三五〇)

○アフガニスタンにおける紛争予防・平和構築に寄与する「アフガニスタン新生計画」に対する支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件(同三五二)

○チャド共和国、マリ共和国及びモリタニア・イスラム共和国に対する食糧増産援助に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件(同三五二)

○ハイチ共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件(同三五三)

○第二次大アンマン市環境衛生改善計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシエミット王国政府との間の書簡の交換に関する件(同三五四)

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成十七年度の初日から平成十七年四月三十日までの輸入数量を告示(財務二一五)

○平成十七年度の初日から平成十七年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示(同二一六)

○平成十七年度の初日から平成十七年四月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を告示(同二一七)

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件(国税庁一六)

○社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付の一部を改正する件(厚生労働二二九)

○健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第四十七号第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件(同二四〇)

○健康保険法施行規則第六八条第八号及び第六十七号第十号並びに船員保険法施行規則第四十七号第二号第八号及び第四十七号第九号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件(同二四一)

○健康保険法施行規則第八十七条第七号及び船員保険法施行規則第四十七号第三号第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件(同二四二)

○老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令第一条第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件(同二四三)

○療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付の一部を改正する件(同二四四)

○介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付の一部を改正する件(同二四五)

○介護保険法施行規則第八十三条の二第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付の一部を改正する件(同二四六)

○介護保険法施行規則第九十八条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付の一部を改正する件(同二四七)

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件(同二四八)

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件(農林水産一〇二九)

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件の一部を改正する件(同二五〇)

○以下次のページへ続く

○国税庁告示第十六号
租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。
平成十七年五月三十一日
別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人言論エヌピーオー	東京都中央区日本橋一丁目二〇番七号	工藤 泰志	平成十七年六月一日から平成十九年五月三十一日まで
特定非営利活動法人ぶどうのいえ	東京都文京区弥生二丁目三番一二号	堀内 昭	平成十七年六月一日から平成十九年五月三十一日まで
特定非営利活動法人緑の地球ネットワーク	大阪府大阪市港区市岡一丁目四番二四号	立花 吉茂	平成十七年六月一日から平成十九年五月三十一日まで

○厚生労働省告示第二百三十九号

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十五条第三項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付（昭和五十二年厚生省告示第二百三十九号）の一部を次のように改正し、平成十七年六月一日から適用する。

平成十七年五月三十一日

厚生労働大臣 尾辻 秀久
第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 平成十七年五月二十四日環境保全法第五〇五二四〇〇一号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給

○厚生労働省告示第二百四十号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第九十八号第九号及び船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第四十七号第九十号の規定に基づき、健康保険法施行規則第九十八号第一号及び船員保険法施行規則第四十七号第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第五百十五号）の一部を次のように改正し、平成十七年六月一日から適用する。

平成十七年五月三十一日

厚生労働大臣 尾辻 秀久
第八号の次に次の一号を加える。

九 平成十七年五月二十四日環境保全法第五〇五二四〇〇一号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給

国税庁長官 大武健一郎

○厚生労働省告示第二百四十一号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第六十六条第八号及び第七十条第十号並びに船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第四十七号ノ二ノ八第七号及び第四十七号ノ二ノ九第九号の規定に基づき、健康保険法施行規則第六十六条第八号及び第七十条第十号並びに船員保険法施行規則第四十七号ノ二ノ八第七号及び第四十七号ノ二ノ九第九号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第五百五十七号）の一部を次のように改正し、平成十七年六月一日から適用する。

平成十七年五月三十一日

厚生労働大臣 尾辻 秀久
第九号の次に次の一号を加える。

十 平成十七年五月二十四日環境保全法第五〇五二四〇〇一号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給

○厚生労働省告示第二百四十二号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第六十六条第七号及び船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第四十七号ノ三第七号の規定に基づき、健康保険法施行規則第六十七号第七号及び船員保険法施行規則第四十七号ノ三第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成六年厚生省告示第三百一十一号）の一部を次のように改正し、平成十七年六月一日から適用する。

平成十七年五月三十一日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

第八号の次に次の一号を加える。
九 平成十七年五月二十四日環境保全法第五〇五二四〇〇一号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給

○厚生労働省告示第二百四十三号

老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）第一条第一項第八号の規定に基づき、老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令第一条第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成六年厚生省告示第三百四十七号）の一部を次のように改正し、平成十七年六月一日から適用する。

平成十七年五月三十一日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

第六号の次に次の一号を加える。
七 平成十七年五月二十四日環境保全法第五〇五二四〇〇一号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給

○厚生労働省告示第二百四十四号

療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条第一項第十号の規定に基づき、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付（昭和五十二年厚生省告示第二百四十号）の一部を次のように改正し、平成十七年六月一日から適用する。

平成十七年五月三十一日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

第六号の次に次の一号を加える。
七 平成十七年五月二十四日環境保全法第五〇五二四〇〇一号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給

○厚生労働省告示第二百四十五号

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）第一条第二項第六号の規定に基づき、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付（平成十二年厚生省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、平成十七年六月一日から適用する。

平成十七年五月三十一日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。
六 平成十五年六月六日環境保全法第三〇六〇六〇四号環境事務次官通知「次城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」についてによる医療費の支給

○厚生労働省告示第二百四十六号

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三号の二第七号の規定に基づき、介護保険法施行規則第八十三号の二第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付（平成十二年厚生省告示第九十三号）の一部を次のように改正し、平成十七年六月一日から適用する。

平成十七年五月三十一日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。
九 平成十七年五月二十四日環境保全法第五〇五二四〇〇一号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給

○厚生労働省告示第二百四十七号

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第九十八号第九号の規定に基づき、介護保険法施行規則第九十八号第九号の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付（平成十二年厚生省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成十七年六月一日から適用する。

平成十七年五月三十一日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

第六号の次に次の一号を加える。
七 平成十七年五月二十四日環境保全法第五〇五二四〇〇一号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給

○厚生労働省告示第二百四十八号

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）第一条第二項第六号の規定に基づき、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付（平成十二年厚生省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成十七年六月一日から適用する。

平成十七年五月三十一日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

○厚生労働省告示第二百四十四号

療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条第一項第十号の規定に基づき、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付（昭和五十二年厚生省告示第二百四十号）の一部を次のように改正し、平成十七年六月一日から適用する。

平成十七年五月三十一日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

第六号の次に次の一号を加える。

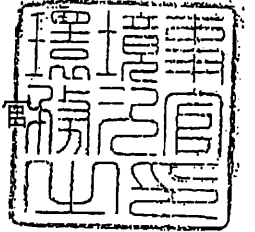
七 平成十七年五月二十四日環保企発第〇五〇五二四〇〇一号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給

環保企発第 050524001 号

平成 17 年 5 月 24 日

熊 本 県 知 事 殿

環 境 事 務 次 官



メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について

メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業については、別添「メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱」により行うこととされたので通知する。

メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱

第1 趣旨・目的

水俣病関西訴訟及び熊本水俣病二次訴訟において損害賠償を認容する判決が確定した原告に対して、医療費等を支給することにより治療を促すとともに、長期にわたる経過の中で集積された病態等に係る知見を適宜活用することにより、メチル水銀の健康影響に関する調査研究の推進に資することを目的とする。

第2 具体的な内容等

1 実施主体

この事業は、環境省が実施し、事務の一部を熊本県に委託するものとする。

2 対象者

対象者は、水俣病関西訴訟最高裁判所判決及び同訴訟大阪高等裁判所判決並びに熊本水俣病二次訴訟福岡高等裁判所判決において、損害賠償を認容する判決が確定した者とする。

3 調査研究事業の内容

(1) 研究治療費等の支給

対象者に対して、以下の措置を講ずるものとする。

①医療手帳の交付

本事業の適用を受けようとする者の申出に基づき、2の要件に該当する者に対し、メチル水銀に係る健康影響調査研究事業医療手帳（以下「医療手帳」という。）を交付するものとする。

②研究治療費の支給

医療手帳の交付を受けた者が、疾病等（メチル水銀の暴露に起因するものではないことが明らかな疾病等を除く。）に関して、社会保険各法の規定による医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、研究治療費を支給するものとする。ただし、その者が、社会保険各法その他国又は地方公共団体の負担による給付を受けることができる場合には、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（自己負担額）の限度において支給するものとする。

③はり・きゅう・マッサージ施術療養費の支給

医療手帳の交付を受けた者が、はり、きゅう又はマッサージの施術を受けたときは、その者に対し、次に定める額と支払額を比較していずれか少ない方の額を支給する。ただし、支給の対象とする施術回数は、はり、きゅう及びマッサージを合わせて1月5回（はり・きゅう併用の場合には1回として計算する。）を限度とする。

1) はり又はきゅうのみの場合	1回につき	1, 000円
2) はり・きゅう併用の場合	1回につき	1, 500円
3) マッサージの場合	1回につき	600円

④研究治療手当の支給

医療手帳の交付を受けた者が、②に規定する医療又は③に規定するはり、きゅう又はマッサージの施術を受けた場合には、1日につき500円を支給し、さらに、離島に居住し、かつ、島外の医療機関等へ通院した場合には、実日数に500円を乗じた額を加算する。

⑤介添手当の支給

医療手帳の交付を受けた者が介添を受けたときは、次に掲げる額を介添手当として支給する。

1) その月において、介添を受けた日数が20日以上の場合

10,000円

2) その月において、介添を受けた日数が10日以上20日未満の場合

7,500円

3) その月において、介添を受けた日数が10日未満の場合

5,000円

(2) 医療手帳の失効

医療手帳の交付を受けた者が旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号）又は公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）による水俣病に係る認定を受けた場合には、医療手帳は失効するものとする。

(3) 調査研究の実施

環境省は、本調査研究事業と他の水俣病に関する調査研究等との連携を図りつつ、メチル水銀の健康影響に関する調査研究を進める。

附 則

- 1 この要綱は平成17年5月24日から施行する。ただし、第2の3の（1）については、平成17年6月1日から施行する。
- 2 この事業の実施に当たり、環境省が事務の一部を熊本県に委託するまでの間において、環境省は医療手帳と同様の効力を有する証明書を交付するものとする。
- 3 水俣病総合対策費補助金交付要綱（平成4年4月30日環保業第227号環境事務次官通知別添）別表1（研究治療費支給事業実施基準）第2条に次のただし書を加える。

ただし、メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱（平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知）第2の3に定める医療手帳（手帳と同様の効力を有する証明書を含む。）の交付を受け、当該手帳が効力を有することとなった者を除く。

メチル水銀に係る健康影響調査研究事業について

1. 趣旨・目的

水俣病関西訴訟及び熊本水俣病二次訴訟において損害賠償を認容する判決が確定した原告に対して、医療費等を支給することにより治療を促すとともに、長期にわたる経過の中で集積された病態等に係る知見を適宜活用することにより、メチル水銀の健康影響に関する調査研究の推進に資することを目的とする。

2. 対象者

関西訴訟及び熊本水俣病二次訴訟において、損害賠償認容判決が確定した者（36名）

3. 給付内容

（1）研究治療費（医療費等の自己負担分）の支給

（2）はり・きゅう・マッサージ施術療養費の支給

- | | |
|-------------|----------|
| ① はり又はきゅうのみ | 1回1,000円 |
| ② はり・きゅう併用 | 1回1,500円 |
| ③ マッサージ | 1回 600円 |

以上を通算して月5回を限度として支給する。

（3）研究治療手当の支給

- | | |
|--|-----------|
| ① （1）、（2）に係る療養を受けた場合 | 1日当たり500円 |
| ② 離島に居住している者については1日につき500円を加える
（離島加算） | |

（4）介添手当の支給

- | | |
|------------------|-----------|
| ① 介添日数1日以上10日未満 | 5,000円／月 |
| ② 介添日数10日以上20日未満 | 7,500円／月 |
| ③ 介添日数20日以上 | 10,000円／月 |

4. 実施時期

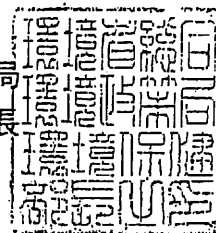
上記（1）～（4）について、平成17年6月1日分から支給対象とする。



環保企発第 050531003 号

平成17年5 月 31日

熊 本 県 知 事 殿

環境省総合環境政策局
環 境 保 健 部 長

「メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱」に係る医療
に関する費用の請求事務について

メチル水銀に係る健康影響調査研究事業の実施に関し、同事業要綱(別添
1)を5月24日に通知したところですが、本事業に基づく研究治療費に係る
公費負担者番号が以下のとおりとなりましたのでお知らせします。

(診療報酬の請求)

5	1	4	3	3	0	1	9
---	---	---	---	---	---	---	---

(介護報酬の請求)

8	8	4	3	3	0	1	6
---	---	---	---	---	---	---	---

関係機関と十分連絡調整を図り、円滑に事業が実施されますようお願いいたし
ます。また、本事業に基づく医療を受けた際に生じる研究治療費の請求方法につ
いても、関係者への周知を図るとともに、適正な運用に努めていただくようお願い
いたします。

<添付書類>

(別添1) メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱

(別添2) 社会保険診療報酬支払基金理事長宛通知

(別添3) 国民健康保険中央会会長宛通知

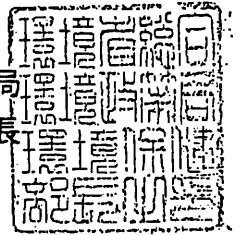


環保企発第050531003号

平成17年5月31日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

環境省総合環境政策局
環境保健部長



「メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱」に係る医療
に関する費用の請求事務について

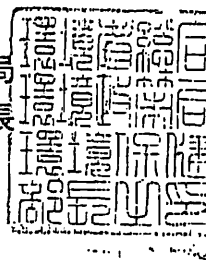
平成17年6月1日から、メチル水銀に係る健康影響調査研究事業が開始されることに伴い、「メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱」及び公費負担者番号について、別添のとおり熊本県知事に通知したところであります。

つきましては、貴職におかれても、御了知の上、今後の円滑な事務運営に遺憾なきようお願いいたします。

環保企発第 050531003 号
平成17年5 月31日

国民健康保険中央会会長 殿

環境省総合環境政策局
環境保健部長



「メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱」に係る医療
に関する費用の請求事務について

平成17年6月1日から、メチル水銀に係る健康影響調査研究事業が開始されることに伴い、「メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱」及び公費負担者番号について、別添のとおり熊本県知事に通知したところであります。

つきましては、貴職におかれても、御了知の上、今後の円滑な事務運営に遺憾なきようお願いいたします。

事 務 連 絡
平成17年5月31日

都道府県環境・衛生担当主幹部局長
政令指定都市環境・衛生担当主管部局長 殿

環境省総合環境政策局環境保健部
特 殊 疾 病 対 策 室 長

メチル水銀に係る健康影響調査研究事業に係る告示改正について

本日、メチル水銀に係る健康影響調査研究事業に係る告示改正が行われ、平成17年6月1日より適用されます。それに伴い、「メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱」及び同要綱に基づく「メチル水銀に係る健康影響調査研究事業実施要領」（以下「要綱等」という。）においては、要綱等に基づく医療につき、「水俣病総合対策医療事業について」（平成16年3月11日事務連絡）と同様に、社会保険各法の規定による医療に関する給付と公費の組み合わせによる医療費の負担が導入されました。

つきましては、貴職におかれましても、地元医師会への本事業の周知徹底方をお願いいたしますとともに、住民の方々などから本事業に係る問い合わせがあった場合には、その方の下記連絡先をお伝えいただく等、本事業を円滑に実施できるよう御協力をお願いいたします。重ねて、貴下の市区町村にもその旨の周知方をお願いいたします。

【メチル水銀に係る健康影響調査研究事業に関する問い合わせ先】

熊本県環境生活部水俣病対策課	電話：096－383－1111（代）
環境省環境保健部特殊疾病対策室	電話：03－3581－3351（代）

事 務 連 絡
平成16年3月11日

都道府県環境・衛生担当主管部局長
政令指定都市環境・衛生担当主管部局長 殿

環境省総合環境政策局環境保健部特殊疾病対策室長
熊 本 県 環 境 生 活 部 長
鹿 児 島 県 環 境 生 活 部 長
新 潟 県 福 祉 保 健 部 長

水俣病総合対策医療事業について

環境行政の推進につきましては、平素より御尽力いただき、心より感謝いたします。

さて、熊本県、鹿児島県及び新潟県で実施している水俣病総合対策医療事業では、各県が交付した医療手帳の所持者に対し医療保険適用の自己負担分及び介護保険の医療についてのサービスの利用者負担分について助成しております。

この度、社会保険診療報酬支払基金法第15条第3項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付の一部改正等（厚生労働省告示改正）が官報告示され、平成16年4月1日から施行となり、各医療機関からの請求手続きが別紙のとおり変更となります。

つきましては、貴職におかれましても、地元医師会への本事業の周知徹底方をお願いいたしますとともに、住民の方々などから本事業に係る問い合わせがあった場合には、その方の医療手帳発給元の県の担当課又は環境省の連絡先をお伝えいただく等、本事業を円滑に実施できるよう御協力をお願いいたします。重ねて、貴下の市区町村にもその旨の周知方をお願いいたします。

【水俣病総合対策医療事業に関する問い合わせ先】

熊本県環境生活部水俣病対策課	電話：096-383-1111（代）
鹿児島県環境生活部環境政策課	電話：099-286-2111（代）
新潟県福祉保健部生活衛生課	電話：025-285-5511（代）
環境省環境保健部特殊疾病対策室	電話：03-3581-3351（代）

水俣病総合対策医療事業の請求手続きの変更について

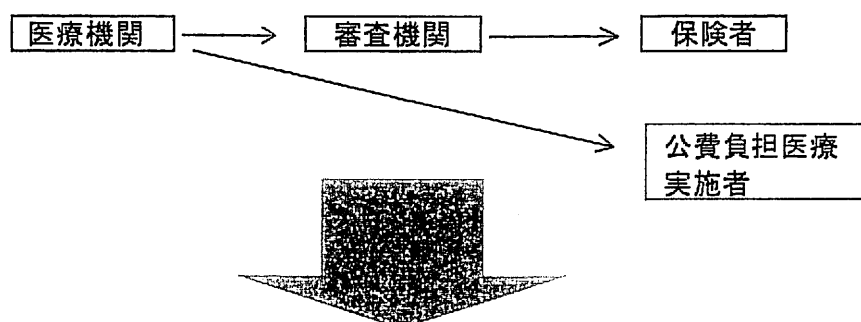
熊本県、鹿児島県及び新潟県（以下「3県」という）では、水俣病総合対策医療事業を実施しており、各県が交付した医療手帳（別添様式1）の所有者に、各種医療保険法による療養費（入院食事療養費を含む）の自己負担分（妊娠・出産、歯科、第三者行為による医療行為等水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害との関連が明らかに認められないものを除く）を助成しているところです。

今回、水俣病総合対策医療事業関連の告示が改正され、平成16年4月1日より公費負担番号が設定されることとなりました。これに伴い医療手帳所持者の医療費の請求手続き等につきましては、下記のとおりとなりますのでご協力をお願いいたします。

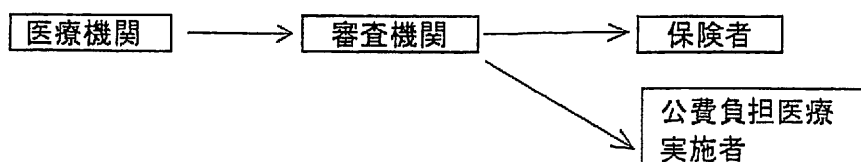
記

1. 当事業に係る療養費については、今まで医療機関で保険部分を審査機関に請求し、公費部分を3県に請求していましたが、公費併用レセプトにより一括して審査機関に請求することで現物給付化を行います。（下図参照）

図 （これまでの水俣病総合対策医療事業）



(2004年4月以降の水俣病総合対策医療事業)



2. 3県に設定された公費負担番号は次のとおりです。

	(医療保険)	(介護保険)
熊本県	51.43.301.9	88.43.301.6
鹿児島県	51.46.301.6	88.46.301.3
新潟県	51.15.301.3	88.15.301.0

- ・その他、ご不明な点は、以下までお尋ね下さい。

熊本県環境生活部水俣病対策課	電話：096-383-1111（代）
鹿児島県環境生活部環境政策課	電話：099-286-2111（代）
新潟県福祉保健部生活衛生課	電話：025-285-5511（代）
環境省環境保健部特殊疾病対策室	電話：03-3581-3351（代）

平成 17 年 5 月 25 日
環境省環境保健部
特殊疾病対策室

関係各位

(保険医療機関、保険調剤薬局、介護サービス事業所)

メチル水銀に係る健康影響調査研究事業による
公費負担医療の実施について

平素より、環境行政の推進についてご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、標記の公費負担医療制度を実施することとなりました。

つきましては、この公費負担医療制度の対象となる方の、平成 17 年 6 月 1 日からの診療報酬の審査支払いは、国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に委託することになりますので、別紙にご注意のうえご請求頂きますようお願いいたします。

<メチル水銀に係る健康影響調査研究事業の問い合わせ先>

(平成 17 年 6 月まで)

環境省環境保健部特殊疾病対策室

〒100-8975

東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号

電話 03-3581-3351 (内線 6331, 6332)

(平成 17 年 7 月以降)

熊本県環境生活部水俣病対策課

〒862-8570

熊本市水前寺 6 丁目 18-1

電話 096-383-1111 (内線 7389)

別紙

メチル水銀に係る健康影響調査研究事業による 公費負担医療の実施について

メチル水銀に係る健康影響調査研究事業による公費負担医療の実施にともない、医療手帳保持者について、平成 17 年 6 月 1 日診療分からの診療報酬の審査支払いは、国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に委託することになります。

つきましては、利用者負担分の請求手続きについて、下記によりご協力をお願いします。

記

1. 請求方法について

医療手帳所持者が医療機関で受診したり、サービス事業所の介護サービスの提供を受けた際には、医療手帳所持者からは自己負担金を徴収しないで、診療報酬明細書（介護給付費明細書）に公費負担者番号を記入して国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金に医療保険（介護保険）分と公費負担医療分を併記し請求してください。

2. 公費負担者番号について

- ・医療の公費負担者番号・・・「51433019」
- ・介護の公費負担者番号・・・「88433016」

3. 給付の範囲について

メチル水銀の曝露に起因するものでないことが明らかな疾患（歯科診療等）以外の疾病のみが対象です。

給付対象となる介護サービスは医療系サービスのみにになります。

4. 医療手帳資格証明書について

医療手帳は平成 17 年 7 月に交付予定であり、それまでの間、対象者には、医療手帳資格証明書が交付されます。医療手帳資格証明書は、医療手帳と同様の効果を有するものですから、医療手帳と同様に取扱い下さい。



保医発第0531004号
平成17年5月31日

地方社会保険事務局長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県老人医療主管部（局） 老人医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長

「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について

本日、「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条第1項第10号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付の一部を改正する件」（平成17年厚生労働省告示第244号）が公布され、平成17年6月1日から適用されることに伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の一部を下記のとおり改正し、同日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

別添3の(3)表中「及び茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費」を「、茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費及びメチル水銀の健康影響による治療研究費」に改める。

(新旧対照表)

○「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)

現 行				改 正 後			
別添 3 法別番号及び制度の略称表 (3)				別添 3 法別番号及び制度の略称表 (3)			
	区 分	法別番号	制度の略称		区 分	法別番号	制度の略称
	特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等 治療費、水俣病総合対策費の国庫補助による 研究治療費及び茨城県神栖町における有機ヒ 素化合物による環境汚染及び健康被害に係る 緊急措置事業要綱による医療費	5 1	—		特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等 治療費、水俣病総合対策費の国庫補助による 研究治療費、 <u>茨城県神栖町における有機ヒ素 化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊 急措置事業要綱による医療費及びメチル水銀 の健康影響による治療研究費</u>	5 1	—



保医発第0531003号

平成17年5月31日

地方社会保険事務局長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県老人訪問看護主管部（局） 老人訪問看護主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長

「老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書等の記載要領について」の
一部改正について

今般、「児童福祉法の一部を改正する法律」が平成17年4月1日から施行されたところであり、本日、「老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令第1条第1項第8号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件」（平成17年厚生労働省告示第243号）が公布され、平成17年6月1日から適用されることとされたところである。これらに伴い、「老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成9年1月30日老健第15号・保医発第9号本職連名通知）の一部を下記のとおり改正し、1については平成17年4月1日より、2については平成17年6月1日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添2の(3)表中「小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付」を「児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付（法第21条の9の2関係）」と改める。
- 2 別添2の(3)表中「及び茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費」を「、茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費及びメチル水銀の健康影響による治療研究費」と改める。

(参考：新旧対照表)

○「老人訪問看護療養費・訪問看護療養費等の記載要領について」(平成9年1月30日老健第15号・保険発第9号本職連名通知)

現 行				改 正 後			
別添2 法別番号及び制度の略称表 (3)				別添2 法別番号及び制度の略称表 (3)			
	区 分	法別番号	制度の略称		区 分	法別番号	制度の略称
	特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等治療費、水俣病総合対策費の国庫補助による研究治療費及び茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費	5 1	—		特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等治療費、水俣病総合対策費の国庫補助による研究治療費、 <u>茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費及びメチル水銀の健康影響による治療研究費</u>	5 1	—
	小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付	5 2	—		<u>児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付</u> (法第21条の9の2関係)	5 2	—